

帯広市学校給食センター条例の一部改正について  
帯広市学校給食センター条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市学校給食センター条例の一部を改正する条例  
帯広市学校給食センター条例（昭和 39 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。  
別表中「51,090 円」を「60,450 円」に、「262 円」を「310 円」に、「63,375 円」を「75,855 円」に、「325 円」を「389 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

給食代金を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。